

# 八王子市夕やけ小やけふれあいの里 指定管理者の選考に関する実施要綱

## (目的)

第1条 夕やけ小やけふれあいの里の指定管理者を公正かつ適正に選定するため、審査の実施に関する事項を定めることを目的とする。

## (審査の原則)

第2条 審査にあたっては「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」及び「夕やけ小やけふれあいの里指定管理者の選定方針」の規定に基づき、一次選考及び二次選考により審査を行う。

- 2 一次選考は、八王子市産業振興部（以下「所管部」という）により応募資格及び事業計画書等（以下「応募書類」という）の審査を行う。
- 3 一次選考は、応募者数が5者を超えるときは、二次選考の対象者を5者選定する。
- 4 二次選考は、「八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置する八王子市夕やけ小やけふれあいの里指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）により、応募書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ選考を行う。

## (一次選考)

第3条 所管部は別表1の「資格審査表」及び別表2「事業計画書記載事項点検表」に基づき応募資格の審査を行う。

### 2 応募書類の審査

#### (1) 応募者数が5者以下の場合

市長は、一次選考の書類審査を行う者（以下「一次選考委員」という）に、資格審査に合格した応募書類について、応募条件及び事業計画の適法性について審査（以下「応募条件等の審査」という）を行わせ、条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、選定委員会の審議に付議する。

#### (2) 応募者数が5者を越える場合

市長は、一次選考委員に、資格審査に合格した応募書類について、応募

条件等の審査を行わせ、条件を満たし関係法令に適合すると認められるものについて、「一次選考事業計画提案審査評価表」に基づき評価を行わせ、総得点の高い上位5者を選定する。

ただし、総得点が高点で上位対象者が5者を超える場合は、同点として二次選考に付すこととする。

なお、審査にあたって必要と認められる場合は、応募者に出席を求め、応募書類についてヒアリング等を実施し内容の確認を行うことができる。

3 一次選考委員は以下の3名で構成する

- (1) 産業振興部産業政策課長
- (2) 産業振興部農林課長
- (3) 産業振興部観光課主査（1名）

4 市長は、一次選考結果を速やかに全応募者に通知しなければならない。

(二次選考)

第4条 選定委員会は、「夕やけ小やけふれあいの里指定管理者選定基準表」(以下「選定基準表」という。)に基づき、応募書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ、応募者の運営能力等を総合的に評価し、「選定基準表」の合計点が最も高い団体を指定管理者の候補者に選定する。

2 前項において、合計点が同点の場合は、選定委員会が重要視する指定した選定基準項目の小計点が高いものを上位とする。

3 市長は、選定委員会の選考結果を受け、指定管理者の候補者を決定した場合は、速やかに二次選考対象者に通知しなければならない。

(その他)

第5条 その他審査に関し、この要綱に定めのない事項は別に定めることとする。

附則

1. この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
2. この要綱は、平成24年3月31日をもって、その効力を失う。